

事業主・事業所の名称・所在地変更の場合



※ 再交付年月日 年 月 日
書換

~~許可証再交付申請書~~
~~労働者派遣事業変更届出書~~
労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書

提出日を記載

平成29年 4月30日

厚生労働大臣 殿

届出者は変更後の事業主
名称を記載してください。

申請者 株式会社 需給調整商事
届出者 代表取締役社長 東京太郎

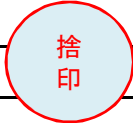


- ~~労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第8条第3項の規定により下記のとおり許可証の再交付を申請します。~~
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第11条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第11条第4項の規定により下記のとおり許可証の書換えを申請します。
- ~~届出者(法人にあつては役員を含む。)は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第6条各号(個人にあつては第1号から第9号まで、第11号及び第12号)のいずれにも該当しないことを誓約します。~~
- ~~労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により選任する派遣元責任者については、未成年者でないこと、同法第6条第1号から第8号までのいずれにも該当しないこと及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第29条の2に規定する基準に適合することを誓約します。~~

1 許可番号	般13-010106	2 許可年月日	平成28年 4月 1日
3 (ふりがな) 氏名又は名称	ゆうげんがいしゃ じゅきゆうちようせいしょうじ 有限会社 需給調整商事	変更前の名称・所在地を記載してください。	
4 住所	〒(108-8432) 東京都文京区後楽1-9-20 (03) 0000-8609		
5 (ふりがな) 代表者の氏名 (法人の場合)	だいひょうとりしまりやくしゃちょう とうきょうたろう 代表取締役社長 東京太郎	事業所の変更は、6欄、事業所名称・所在地を記載。	
6 (ふりがな) 事業所の名称	ゆうげんがいしゃ じゅきゆうちようせいしょうじ かいがんしてん 有限会社 需給調整商事 海岸支店		
7 事業所の所在地	〒(108-0014) 東京都港区芝△-□-〇〇 海岸庁舎2階 (03) 3452-△△△△		
※			

収入印紙
(消印してはならない。)

許可証の書換が必要な、法人の名称及び住所、事業所の名称及び所在地が変更となった場合は、収入印紙3,000円が必要です。
* 特定労働者派遣事業に関しては、許可証の書換が無い場合、収入印紙の貼付は必要ありません。



8 変更の内容			
変更に係る事項	変更後		変更前
① (ふりがな) 氏名又は名称	かぶしきがいしゃ じゅきゅうちようせいしよ うじ 株式会社 需給調整商事		ゆうげんがいしゃ じゅきゅうちようせいじ ぎようぶ 有限会社 需給調整商事
② 住所	〒(102-8305) 千代田区九段南1-2-1 (03)3512-▲▲▲▲		〒(108-8432) 文京区後楽1-9-20 (03)0000-8609
③ (ふりがな) 代表者の氏名 (法人の場合)	①②は登記の表記どおりに記 入してください。		登記簿の変更日を記載 してください。
④ 役員の氏名及び住 所 (法人の場合)	(ふりがな) 氏名		(ふりがな) 氏名
	住所		住所
⑤ (ふりがな) 事業所の名称	かぶしきがいしゃ じゅきゅうちようせいしよ うじ かいがんしてん 株式会社 需給調整商事 海岸支店		ゆうげんがいしゃ じゅきゅうちようせい しようじ かいがんしてん 有限会社 需給調整商事 海岸支店
⑥ 事業所の所在地	〒(108-8432) 港区芝浦3-9-45 海岸ビル3階 (03)3452-●●●●		〒(108-0014) 港区芝△-□-○○ 海岸庁舎2階 (03)3452-△△△△
⑦ 特定製造業務への 労働者派遣	開始年月日	年 月 日	終了年月日 年 月 日
⑧ 派遣元責任者の氏 名、住所等	(ふりがな) 氏名		(ふりがな) 氏名
	住所		住所
	備考		備考
⑨ 労働者派遣事業を行う事業所の新設			
イ 事業開始年月日		年 月 日	
ロ (ふりがな) 事業所の名称			
ハ 事業所の所在地	〒 () () -		
ニ 特定製造業務への労働者派遣の実施の有無		1 有 2 無	

事業主の名称及び住所、事業所の名称及び所在地の変更について

《提出様式》

- 労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書（様式第5号） 原本1部、写し2部

【添付書類】

- ① 定款または寄付行為 写し2部
* 変更後の定款又は寄付行為が作成されていない場合は、株主総会議事録を添付。
（同一区域内での移転等、定款の内容に変更がない場合は不要）

- ② 登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 原本1部、写し1部

※事業所所在地（派遣事業を行う場所）が変更となる場合は、以下の書類も必要となります。

- ③ 賃貸借契約書 写し2部
（転貸借契約の場合は「原契約」、「転貸借契約書」、「所有者の承諾書」を添付 各2部
* 自己所有の場合は、不動産登記簿謄本

- ④ 事業所のレイアウト図 2部

- 提出期限
・ 法人の名称及び住所：変更日の翌日から30日以内
・ 事業所の名称及び所在地：変更日の翌日から10日以内
* 法人名称及び住所も同時に変更した場合は、変更日の翌日から30日以内

- 手数料
許可証一枚につき、収入印紙3,000円 * 郵便局などで購入願います。

*** 特定労働者派遣事業に関しては、許可証の書換がないため収入印紙は不要です。**

*** ①②の記載内容に変更が無ければ、①②は提出不要です。**

よくある質問

Q1 ビル名が変更となった場合は、手続きは必要ですか？

A ビル名が変更する場合も変更届の提出が必要です。なお、確認書類は、ビル所有者からの通知書等を添付してください。

Q2 事業所所在地の変更は、変更日の翌日から10日以内（法人の住所変更も同時に変更した場合は、変更日の翌日から30日以内）となっているが、遅れた場合は何かペナルティがありますか？

A すみやかに提出していただければ罰則等はありません。なお、月末は窓口が大変混雑いたしますので、月初での手続きをお勧めいたします。

Q3 変更届の表面の1～5の項目は、どれを抹消すればよいですか？

A 代表者及び役員の場合は、2,4以外の1,3,5を二重線で抹消、派遣元責任者の場合は、2,5以外の1,3,4を二重線で抹消、法人の住所又は所在地等の場合は、2,3以外の1,4,5を二重線で抹消してください。

Q4 変更届は郵送できますか？

A 郵送でも受付しています。送付先は、〒108-8432 港区海岸3-9-45 需給調整事業部まで郵送ください。

なお、処理後控えを書留で返送いたしますので、返信用の封筒に切手（長三封筒の場合は392円、角三の場合は、430円）を貼付し同封してください。